

～ 備中高梁の風情を活かす景観まちづくり ～ 「高梁市景観計画⑥」

平成26年7月1日施行予定の「高梁市景観計画」「景観条例（案）」の概要について解説します。1月号から連載している「高梁市景観計画」について、今月号では、「届出、審査、工事に着手するまでの流れ」などについて、あらためてお知らせします。

■問い合わせ まちづくり課都市計画係 ☎0238

◆7月1日から施行

本市では、これまで岡山県の景観計画・景観条例に基づき景観行政を進めてきましたが、7月1日からは、本市の特性を活かした独自の景観計画・景観条例により、市民共通の財産である景観を守り、育て、またこれらと調和した新たな景観を創っていくため、市民・事業者・行政の連携と協働による景観づくりを進めていきます。

◆建てる前には事前相談・届出が必要

景観づくりの取り組みの一つとして、一定の規模以上の建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、模様替えなどを行う場合は、事前相談や届出が必要となります。現在、届出は市へ提出いただき、記載事項等の確認後、岡山県備中県民局へ送付し、県で審査を行っています。

高梁市景観計画・景観条例の施行後は、施行前と同様に市への届出が必要となり、審査については、まちづくり課で高梁市景観計画に定める景観形成基準により、届出内容を審査することとなります。

※届出の対象となる行為の種類と行為の計画から、届出、審査、行為に着手するまでの流れは次のとおりです。

●届出の対象となる行為の種類

種類	普通地区	重点地区
建築物の新築、増築、改築、模様替えなど	○	○
工作物の新設、増築、改築、模様替えなど	○	○
土石の採取、鉱物の掘採	○	○
土砂の採取、鉱物の掘採以外の土地の形質の変更	—	○
水面の埋め立て	—	○
屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積	○	○
木竹の伐採	—	○



景観計画区域（市全域）

◆届出の対象となる行為や基準は地域によって異なります

届出の対象の範囲は市全域で、「普通地区」では、大規模な建築物・工作物などを届出対象とし、緩やかな基準により規制誘導を図ります。「重点地区」では、より小規模な行為まで届出対象とし、きめ細やかな基準により、地域特性に応じた良好な景観形成を図ります。なお、普通地区、重点地区の範囲は次のとおりです。（重点地区については、現行の岡山県の景観計画で指定されている範囲を拡大しています。）

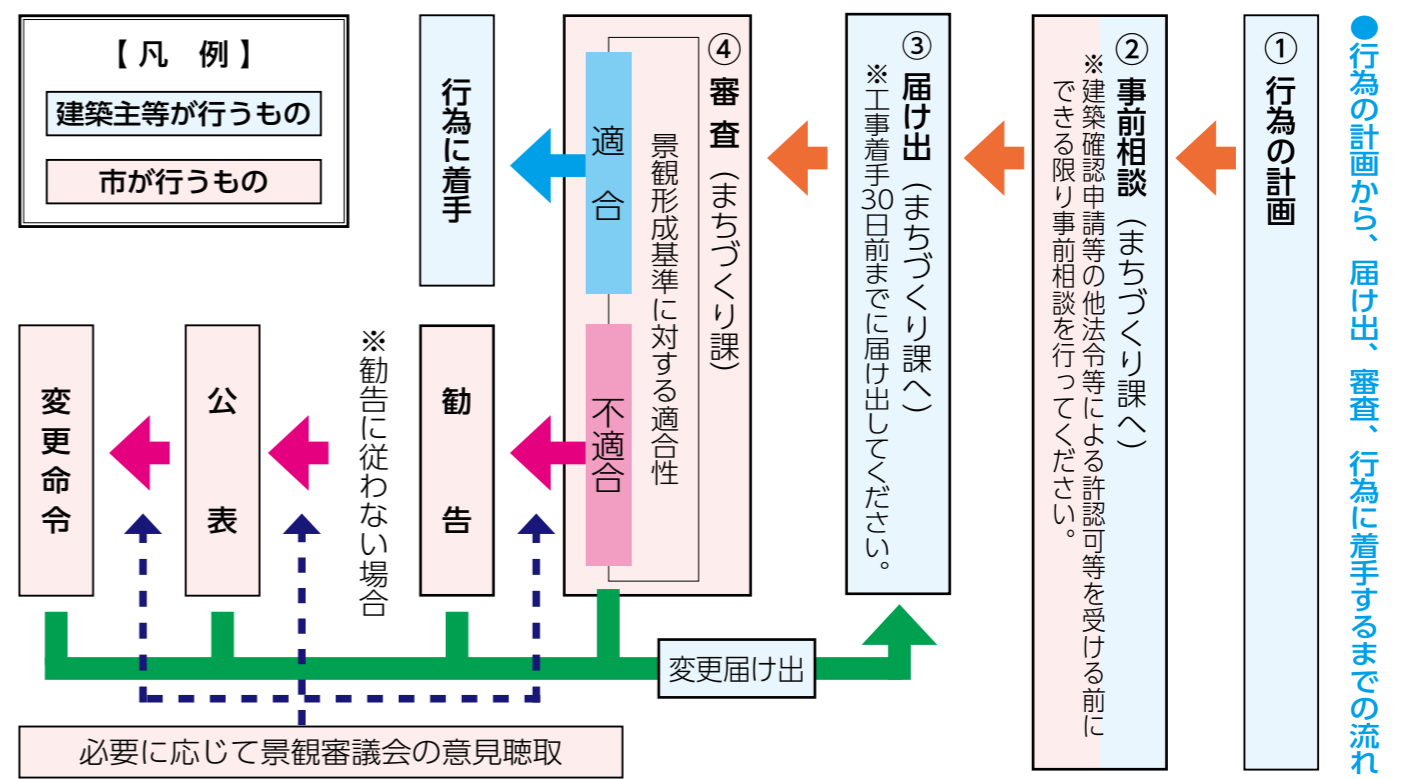


吹屋周辺地区の範囲と主要眺望地点



高梁城下町地区の範囲とゾーン区分図

※来月号では、「補助制度の概要」などについてお知らせします。



●行為の計画から、届出、審査、行為に着手するまでの流れ